

答 申

平成20年 7月23日

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県個人情報保護審議会

会長 寺垣琢生

鳥取県個人情報保護条例第2章第1節の実施機関に係る義務規定の  
適用が除外される場合について（答申）

平成20年6月9日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

地域の古民家を核とした「景観まちづくり推進事業」において、空き家古民家の所有者等の情報を市町村、自治会等から収集する場合は鳥取県個人情報保護条例第7条第4項第7号に定める例外事項として適当と認めます。

「収集制限」の「方法による制限」の例外事項

項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
<p>(地域の古民家を核とした「景観まちづくり推進事業」)</p> <p>地域の古民家を核とした「景観まちづくり推進事業」において、空き家古民家の所有者等の情報を市町村、自治会等から収集する場合</p>	<p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人の同意を得て収集することが困難である。</p> <p>地域の古民家を核とした「景観まちづくり推進事業」においては、空き家古民家の所有者等の情報収集を行うが、当該古民家の所有者がその地域に居らず、本人の同意を得て収集することが困難な場合が想定されるため、当該情報を市町村または自治会（住民）等本人以外から収集する必要がある。</p>